

記入例

特定施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

高岡市長

殿

代表者の氏名等を記入する。
(代表権のない者(例えば工場長等)が
届出する場合は、委任状の添付が必要)

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
届出者
電話番号

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇 〇番地
株式会社〇〇
代表取締役〇〇 〇〇
0766-〇〇-〇〇〇〇

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

特定施設の設置場所を記入する。
(本社等の所在地ではない。)

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 高岡工場		※					
工場又は事業場の所在地	高岡市〇〇 〇番地		※		受理年月日		年 月 日	
			※		施設番号			
			※		審査結果			
			※		備考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-ホ 機 械プレス	〇〇社製 〇〇-〇 〇	980kN (100t)	1	3	8:30	8:30	17:00	17:00
2 空気圧 縮機	〇〇社製 〇〇	7.5kW	2	5	8:30	9:00	17:00	16:00
騒音規制法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載する。(備考2参照)					特定施設の種類が多く、記入できない場合は、別紙としてもよい。			

備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

2 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定施設の種類ごとの数が直近の届出により届け出た数の2倍を超える場合は必ず届出を行う。

騒音規制法施行令別表第1

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマリングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）